

平成30年度教育行政執行方針

I はじめに

平成29年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

福島町教育委員会は、引き続き、「総合教育会議」を通じて町長と緊密な連携を図り、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しながら、教育行政の担い手として、高い使命感をもって教育の充実に取組んでまいります。

さて、社会の変化が加速度を増す中で、これから学び成長していく子供たちが大人になる頃の社会の在り方を見据えながら、知・徳・体にわたる「生きる力」を一人ひとりに育むことが福島町の教育に課せられた責務であると考えております。

こうした中で国においては、次期学習指導要領の改訂が進められており、その大きな方向性にあっては、一方的に知識を得るだけではなく、「主体的・対話的で深い学び」の3つの視点から授業改善をさらに充実させ、子供たちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることを目指しています。改訂スケジュールについては、平成29年度を周知徹底期間とし、平成30年度から2年間の先行実施を受けて、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から

それぞれ全面実施の予定となっております。教育委員会としては、各学校と次期学習指導要領の全面実施を視野に入れながら学校運営協議会（コミュニティスクール）との連携も図りながら学校教育に取り組んでまいります。

それでは、第5次福島町総合計画及び第6次福島町社会教育中期計画に基づき、各分野における主要な施策について申し上げます。

1 生涯学習（推進体制）

（1）推進体制

「第6次福島町社会教育中期計画」に基づき、町民一人ひとりの活動を支援するために必要な体制づくりを進めてまいります。

このため、引き続き文化団体並びに体育団体と連携し、指導者の育成を図りつつ、「生涯学習指導者名簿」への登録人数増に努めてまいります。

また、社会教育の専門的な事業を円滑に進めるために、昨年度から北海道教育委員会より派遣をいただいた社会教育主事による、事務局職員の専門職としての養成と生涯学習事業の充実に向けて取り組んでまいります。

なお、ふくしま町女性の会が本年度で設立10周年を迎えることから、同会では本年5月中旬に町民を対象に記念事業等を

計画しておりますので、必要な支援を行い、引き続き生涯学習に係る主要なボランティア組織として活動が充実されるように取り組んでまいります。

(2) 福祉センター

昨年12月に策定した「福島町公共施設等総合管理計画」に基づき、予防保全（長寿命化、耐震化）の在り方についての検討を進め、総合計画前期実施期間中における基本方針の取りまとめに向けて取り組んでまいります。

(3) 図書室、図書活動

本年度からスタートする、「第2次福島町子ども読書活動推進計画」に基づき、0歳から18歳までの子どもを中心とし、図書ボランティアの方々からご支援をいただきながら、読書習慣の定着化を目指してまいります。また、福祉センター図書室、吉岡総合センター及び移動図書による図書貸出等の強化を工夫し、より多くの町民の皆さんが読書に親しむことのできる環境の充実に取り組んでまいります。

2 幼児教育、学校教育

(1) 幼児教育

幼児期の教育は、認定子ども園、幼稚園、家庭を通じて、「自立心を育てること」・「遊びを通して多方面の知識を得ることへの興味と関心を誘うこと」・「ともに同じくらいの年齢の友達と遊びにおいて、仲良くできたり、けんかしたりしてさまざまな人間関係を体験する」という中で、自己主張と自己抑制の力が育ち、自主・協調の望ましい社会性の基礎を形成することにあります。このために、引き続き「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係課や関係者と連携した幼児教育の充実に努めてまいります。

なお、福島幼稚園につきましては、本年度から、子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付」の幼稚園として運営されることになっております。これに合わせて、町では従来の助成制度の見直しと幼稚園からの新たな要望内容も踏まえて、新しく補助要綱を制定し、引き続き支援していくこととしております。

また、認定子ども園及び幼稚園と小学校との円滑な連携に向けて、幼児と児童との交流や幼児の小学校への体験入学に継続して取り組んでまいります。

（２）小中学校の教育

小中学校の教育については、各学校長の学校経営方針の下、次期学習指導要領の先行実施による授業等を基本に進めてまいります。

一人ひとりの児童生徒に「生きる力」を育むためには、義務教

育9年間を通じた基礎的・基本的な知識や技能の習得、望ましい学習習慣及び生活習慣を身に付けることが重要であります。そのため、各学校における指導工夫改善やチーム・ティーチングによる習熟度に応じた個別指導等の対応を進めるとともに、課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深く学ぶことの充実及び授業と連動した家庭学習の定着化に各学校と共に取り組んでまいります。

次に、少子化による吉岡小学校児童数の減少を考慮し、今後の「学校の在り方」について保護者等と協議を重ねてまいりましたが、平成31年度から、新たに「学校選択制」を導入することに決定したところであります。これにより、従来の学区の概念はなくなり、福島・吉岡地区に関係なく保護者及び児童の考え方により吉岡・福島小学校のどちらでも希望する学校に入学できるようになります。このため、本年度は保護者等に対する新制度の周知期間とし、平成31年度から円滑に各小学校へ入学できよう準備を進めてまいります。

次に、地域全体が各学校の応援団となり、地域で子どもを育てる意識を高め、子どもたちが明るく・楽しく・そして元気よく成長できるような教育環境づくりを目的とする、学校運営協議会（コミュニティスクール）については、関係者のご理解と協力をいただき、昨年12月に三校の指定を終えております。本年度を協議会活動のスタートと位置付けて、各協議会及び学校と連携を図り、地域とともにある学校づくりに取り組んでまいります。

次に、21世紀にふさわしい学びと児童生徒が活力ある社会の形成者として、主体的に情報社会に参加できる教育をめざして、全児童生徒にタブレットを配置し、更なる教育のICT化に取り組んでまいります。

次に、特別な配慮や支援を必要とする子どもの把握並びに保護者や関係者の認識を深めるため、教育支援委員会と北海道七飯養護学校特別支援教育コーディネーターと連携しながら、子どもの実態に応じた授業等の支援を始めとし、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

次に、学校現場における教職員の時間外勤務等の縮減に向けて、渡島管内教育委員会教育長会において、平成30年度から全市町で「学校における働き方改革」を進めることに決定したところであり、これを受けて、学校現場とも協議のうえ、具体的な計画書の策定と改革に取り組んでまいります。

また、「横綱の里づくり」の一環として相撲に親しみを持てる環境づくりが必要です。教育現場にあっては、武道教育として積極的に活動を展開していく必要があります。加えて、平成34年度の全国中学校体育大会相撲選手権大会開催町として、指導体制の確立が急務と考えられ、町長とも協議しながら、指導者の確保に向けて取り組んでまいります。

(3) 給食

「福島町食育推進計画」に基づき、地元食材の使用割合を高め

るなど地域の特色を活かした安心・安全でおいしい給食の提供と食育を推進するとともに、給食費の無料化を継続いたします。

なお、本年度から福島幼稚園に対する学校給食の提供を開始するに当たり、関係条例の一部改正を提案しております。

(4) 校舎、教職員住宅

学校施設を含め、教育委員会所管の施設について、「福島町公共施設等総合管理計画」の個別計画として、「福島町学校施設等長寿命化計画」の策定を平成31年度に計画しているところがあります。

この計画は、現在の学校施設等の健康状態を十分に把握するとともに、当町における目標耐用年数・目標更新年度を設定し、適正な維持管理と延命策を図ることで、一定水準の教育・学習等の環境を長期間にわたって維持することを目的としています。

このため、本年度にあっては、将来の維持計画の動向を見極めながら、効率的な維持に努めてまいります。

なお、福島小学校南側校舎（昭和53年建築）については、北海道教育庁の第一次診断法において、「耐震性有り」と判定されておりますが、継続使用に係る耐震性能の面から現状把握と評価を目的に、平成31年度に合わせて耐震診断を予定しております。

また、教員住宅にあっては、昨年度に引き続き、住環境向上のため1棟（4戸）のユニットバス化及び浄化槽設置工事と併せ

て、平成31年度以降の改修に係る実施設計を実施する計画としております。

(5) 高等学校

北海道教育委員会では、「これからの高校づくりに関する指針」を、本年3月に正式決定する予定となっております。指針の素案においては、従来の「地域キャンパス校」という名称を「地域連携特例校」として、存続を図ることに位置付けられております。これに伴い、第1学年の在籍者数の基準を地域創生に取り組む地域との連携などに配慮して、20人未満から10人未満に緩和し、再編整備が留保されることになるものです。このことは、「地域キャンパス校連携会議」を中心とした、再編基準を緩和する要望活動の取組成果とも考えているところでもあります。

しかしながら、中学校を卒業する生徒数が年々減少していくことや本年の地元中学校卒業生の福島商業高等学校への進学率が低いという状況を重く受け止めなければなりません。このため、福島商業高等学校及び高校存続検討委員会とも連携のうえ、教育委員会の課題でもあった、本校卒業生を対象とした大学等進学者に対する給付型奨学金の在り方について再検討を進めてまいります。

また、東京農業大学との包括連携協定に基づき、引き続き教育的支援を通じた人材育成を進めてまいります。

(6) 奨学金制度

現行の三つの奨学資金については、利用拡大につなげるために引継ぎ制度周知に努めてまいります。

また、前述した給付型奨学金の在り方の再検討と並行し、総合教育会議において当該奨学金の必要性等について、町長と協議を進めてまいります。

3 社会教育、青少年の育成

(1) 幼児

幼児向けの演劇・人形劇・影絵等の鑑賞機会を設けながら、情操教育を進めてまいります。

(2) 児童・生徒

望ましい生活習慣の体験とともに、自主的に学習する習慣を身に付けさせることを目的に学校・PTA・女性の会などと連携した、「通学合宿事業」の拡充に取り組んでまいります。また、子どもたちの成長過程に応じた各種講座の開催とリーダーシップや表現力を育成する青少年の主張大会を継続いたします。

(3) 一般（高齢者学級以外）

地域住民のニーズを把握した中で、主体性を尊重した地域生

活学級の開催を積極的に支援します。また、地域の特色を生かした独自性のある成人祭・成人式を引き続き開催いたします。

(4) 高齢者

高齢者が楽しく学びながら現代社会に対応できる知識を吸収し、自らが生きがいを見つけ健康で明るい豊かな生活を送ることを目的とする高齢者学級の開催については、引き続きプログラムの工夫と充実に取り組んでまいります。

4 スポーツ

(1) 推進体制

町民一人ひとりが生涯にわたって各年代に応じた体力・健康づくりに親しめるように、各スポーツ団体と連携し、団体内での指導者育成の支援と合わせて、新たな指導者の確保に努めてまいります。

また、本年度は福島町体育協会の設立40周年と総合体育館開館40周年を迎える記念の年でもあることから、体育協会と連携を図り、多くの町民が参加できるスポーツイベントの開催並びに体育月間スポーツを冠大会として開催することに取り組んでまいります。

(2) 幼児・青少年

スポーツを通じ、健康な心身の育成並びに体力増進を目的に、学校及びスポーツ団体と連携し、各種教室や大会を開催し、日常的に運動に親しむ環境づくりに努めてまいります。

(3) スポーツイベント

伝統となっている「南北海道駅伝競走大会」については、昨年度において将来的な継続を念頭に、競技役員の減少や交通安全に配慮した新コースに変更したところであり、本年度も実行委員会と協議を行いながら開催に向けて取り組んでまいります。

また、恒例となっている「吉岡地区合同運動会」は、町内会及び学校と連携し、継続して開催いたします。

(4) 少年団体、成人団体

課題としていた「総合型スポーツクラブ」の検討については、町内の関係機関・団体との意見交換の結果を踏まえ、当町にあっては、地域住民により自主的・主体的に運営する体制づくりは困難と判断したところであります。このため、引き続き既存の少年団体、成人団体及び学校と連携し、各団体の維持及び活性化に努めてまいります。

(5) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び利用者の意見を聞きな

がら、安全で快適に利用できる施設運営に努めてまいります。

また、昨年度より、検討しております3つの社会体育施設の指定管理者制度導入については、さらに調査研究及び町内事業者等との協議を行いながら、平成32年度からの実施に向けて検討してまいります。

5 芸術文化、文化財

(1) 文化団体

町民に潤いと安らぎを提供していくために、文化団体協議会と連携を図りながら、運営や事業活動の推進を支援してまいります。

(2) 文化イベントなど

町民文化祭について、文化団体協議会や学校・保育所・幼稚園と協議しながら、企画から運営までを支援し、より多くの来場者を目指した開催運営に努めてまいります。

全町民に対して、音楽を始めとした芸術文化に触れる機会の提供に取り組んでまいります。

小学生には、渡島西部四町の広域事業として取り組んでいる四町芸術鑑賞を開催し、生の舞台公演を体験する機会を提供いたします。

(3) 文化財

先人が残した財産として貴重な文化財については、文化財保護法の趣旨に基づき各保存団体等と連携し保存・伝承・公開に努め、町民に文化財等保護の必要性を啓発してまいります。

チロップ館については、昨年12月に管理要綱を制定し、本年2月末から、社会教育施設として運営しているところでございます。これまで収蔵していた埋蔵遺跡や古民具等を広く一般に展示公開し、教養、調査、研究及びレクリエーションに役立ててまいります。

また、福島町に関係する偉人たちの歩んできた道を振り返り、郷土に対する愛着や誇り、郷土をさらに発展させようとする意欲を育てることを目的とした「歴史図書」の発刊に向け、本年度は福島町史研究会会員を中心とした編集委員会を設置した上で、全体構成の検討及び原稿素案の執筆等に取り組んでまいります。事業費については、編集委員会とも協議のうえ、補正予算での対応を予定しているところであります。

なお、最終的な完成は平成31年度とし、町民等への配付を平成32年度に置き取組んでまいります。

次に、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定されている松前神楽については、本年1月19日に開催された国の文化審議会の審議・議決を受けて、文部科学大臣に答申がなされたところであります。これにより「松前神楽」は、正式に国の重要無形民俗文化財に指定される運びとなり、その保護

団体は福島町松前神楽保存会他4団体で所在地も福島町他26市町と広範囲に及ぶものですが、松前神楽北海道連合保存会並びに福島町松前神楽保存会とも連携を図りながら、さらなる伝承・公開に取り組んでまいります。

6 福島町教育大綱

平成27年12月に町長の主宰する総合教育会議で決定した「福島町教育大綱（H28～H31）」については、各施策の取組状況を検証しながら取り組んでまいります。

以上、総合計画における主な施策の概要を申し上げましたが、表記以外の各事業につきましても概ね前年度に引き続いた内容を計画しておりますので、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成30年度教育行政執行方針といたします。